平成２８年（フ）第１８１９号
福岡県糸島市前原北２丁目３番35号　105
債務者　岩本　綾奈（旧姓野見山）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５６号
鹿児島市坂之上３丁目２番５号
債務者　齊藤　洋美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６６号
秋田県横手市十文字町十五野新田字十五野49番地１
債務者　佐藤紀美子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１６８号
山形県村山市大字湯野沢2893番地32、前住所山形県東根市大字蟹沢1325番地８　蟹沢アパート104
債務者　片倉奈緒美
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８５号
山形県天童市大字窪野目256番地
債務者　寒河江一英
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７９号
北九州市門司区東馬寄３番４―201号
債務者　石井　和子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９０号
北九州市八幡東区茶屋町９番20―101号
債務者　石田　　司
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９９号
北九州市門司区社ノ木２丁目１番14―403号
債務者　桑田　佳江
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２９８号
大阪市東住吉区北田辺６丁目１番３号　フジパレス田辺ＥＡＳＴ　303号
債務者　石井　　舞
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８９号
大阪市都島区友渕町１丁目５番８―1508号
債務者　嶋田　美香
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７６０号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目11番５号
債務者　秋元　達夫
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１７号
大阪府高槻市城南町３丁目23番１号　サンハイム城南401号
債務者　村田純子こと　ＳＵＮＧ　ＳＯＯＮＪＡ　成　　純子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２５号
大阪府八尾市桂町６丁目32番地の20
債務者　辻　　里恵
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８９３号
大阪府茨木市戸伏町13番19号　第２間瀬文化１階102号
債務者　赤井　　豊
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９８８号
大阪市北区長柄東２丁目３番30―215号
債務者　山本めぐみ
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４４号
大阪市城東区鴫野東２丁目28番３号
債務者　占部　彰子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５１号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43―304号
債務者　西村　愛子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８８号
大阪府高槻市深沢町２丁目２番８―211号
債務者　山田富久美
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部